

福祉国家の規範理論に向けて

再分配と承認

山森 亮

- 1 はじめに
- 2 再分配の規範理論
- 3 承認の規範理論
- 4 福祉国家の規範類型
- 5 再分配-承認のジレンマ
- 6 終わりに

差異をめぐる政治は、差別への糾弾と二級市民であることへの拒否に満ちている。

(C.Taylor)

意図的な補償は新しい形式の差別に変化し、人々は自由を保証されるのではなく自由を剥奪されるであろう。……社会福祉的なパターンリズムはまさしくそのようなものである。(J.Habermas)

1 はじめに

英語圏では福祉国家の規範理論ともいいうる系譜がある。もともと社会政策⁽¹⁾は価値に関わるものであり、あらゆる研究が規範的議論を含んでいるといっても過言ではない。しかし明示的に規範的な理論研究が盛んになされるようになったのは、やはり '70年代以降のことである。一つのメルクマールは、1971年、ジョン・ロールズ(John Rawls)による『正義論』の刊行である。もちろん一学術書が大きな反響を呼ぶ背景には、何といても '60年代後半、世界を席卷した異議申し立ての熱い季節があった⁽²⁾。これらの異議申し立てはまさに福祉国家の正当性を揺るがすものであっ

(1) 社会政策概念について私見を展開することは本稿の課題ではない。この概念を巡っては岡田[1981]、武川[1985]、大山・武川編[1991]、大沢[1994]など参照。但し本稿で述べることは「イギリス的概念」であれ「日本の概念」であれ当てはまる。

(2) この辺りの状況については川本[1997]が詳しく追っている。

た。以後、北米を主な舞台として、福祉国家に対する規範的な探求が様々な領域で為されることとなる。'80年代のフェミニズム、^{コミュニティニズム}共同体主義、^{リベタリアニズム}自由至上主義、'90年代の多文化主義、と北米の福祉国家状況との緊張関係の中で議論が展開されている⁽³⁾。

もう一つのメルクマールは、1970年代後半以降のいわゆる「福祉国家の危機」といわれる現象である。これによってケインズ主義的合意の前提が失われるに伴い、理論的にも社会政策学のパラダイム、すなわち、経済社会体制を所与のものとして、資源の割り当ての技術に集中するというあり方の有効性も揺らぎ、規範的な議論が活発化する。以後、イギリスを主な舞台として、サッチャリズムの展開との緊張関係の中で議論が展開されている⁽⁴⁾。

もちろんこの二つの流れは、全く別のものではなく、相互に影響しあいながら展開している。しかしさしあたり便宜的に上記のように分けることが出来る。

'60年代末の異議申し立ての季節、'70年代後半からの「福祉国家の危機」、いずれも日本においても経験されていることである。しかし福祉国家の規範理論が活発に展開された形跡はない。とはいえ全く存在しなかったわけではなく、先駆的な試みとしては、塩野谷祐一を挙げることが出来る。彼自身は「価値研究」(塩野谷[1984])、「道徳原理」(塩野谷[1997])と表現し、規範理論という言葉は使っていないが、これらの著作においてロールズの議論に依拠しながら、社会保障などについて規範的な議論を行おうとしている。彼の「道徳原理」の説明は、そのままここでの規範理論に当てはまる。すなわち「社会保障を含む現実の民主主義社会の公共的文化の中に宿っている観念を理論化したもの」であり、「制度を前向きに組織化する原理」(塩野谷[1997],426頁)である。よく、西欧諸国の制度をモデルとして輸入する時代は終わった、といわれる。であればこそ、このような規範理論の展開は重要なものとなってこよう。制度という「帰結」を輸入するのではなく、自ら制度を構想するための土台と、「経済諸制度や諸政策を評価する基準」(Rawls[1971]pp.258~9)とを、規範理論は提供するのである。とはいえ、ここでの規範理論は制度設計者のみのためのものではない。「社会政策を考えるときの市民の内省の手引き」(同,p.259)という側面も、規範理論は持っているのである。

しかし本稿で、福祉国家の規範理論を包括的に展開することは出来ない。今回は日本を始めあらゆる福祉国家に共通する問題を開示していると思われる議論を、ロールズ以降の北米の議論を中心に検討するに止まる⁽⁵⁾。以下では、現在北米を席卷しているいわゆる「多文化主義」、あるいは

(3) フェミニズムからの議論としてはYoung[1985],Fraser[1989],Okin[1989]など。共同体主義とは、自由主義が原子論的個人を前提とすることに対して異議を唱える者たちの総称。自由至上主義とはノーゾックに代表されるような原理主義的自由主義を指す。共同体主義も自由至上主義も、80年代のレーガン政権誕生や、草の根の福祉反動(Welfare Backlash)などの新保守主義的動向と関連をもっている(共同体主義のSandel[1982]、自由至上主義のNozick[1974]など)。但しそれは直接的に連続しているわけではなく、福祉国家への態度も同様ではない。現存の福祉国家を支持する言説に、共通の異議を唱える論者たちが、政治的に異なる含意を導き出すことは、当然あり得るし、現にある(そのような例としてWalzer[1983])。

(4) 例えば Plant,Lesser,Taylor-Gooby[1980], Bean,Ferris,Whynes(ed.)(1985),Jordan[1987]など。

(5) イギリスを中心とした議論の検討、日本の状況へのより直接的な応答は別稿を期したい。

「承認の政治」、「差異の政治」といわれる状況⁽⁶⁾を、福祉国家の規範理論としてどのように考えていけばよいのかを、考察したい。ここに焦点を置く理由を挙げれば、第一に、従来の類型論では今一つ位置づけにくかった北米型の福祉国家の特徴をある程度鮮明に出来ること⁽⁷⁾、第二に、差異の問題は、日本の状況を考える際にも重要であること、第三に、にもかかわらず福祉国家論の文脈では日本で殆ど議論されていないこと、である。

2節では、再分配を巡る規範理論を簡単に振り返り、3節では、承認を巡る規範理論を簡単に紹介する。4節では福祉国家の規範類型を提出し、福祉国家の制度類型との相関関係を探ることで「福祉国家論」との接合を試みる。5節では、「再分配-承認のジレンマ」をナンシー・フレイザー（Nancy Fraser）の議論によりながら、明らかにし、その解決の道を探る。最後に6節では、一応の総括を述べようと思う。

2 再分配の規範理論

ロールズ以降、どのような分配が正義にかなうかを巡って、様々な議論がなされている。これら再分配の規範理論については、優れた紹介や立論の検討が為されている。ここでは福祉国家との関わりを中心に、ロールズとアマルティア・セン（Amartya Sen）について簡単に振り返っておきたい。

ロールズの基本財と「財産所有の民主主義」

ロールズには乗り越えなければならない規範理論があった。それは、どのような再分配も自由主義とは両立しないというハイエク（Friedrich August von Hayek）の規範理論である。つまりハイエクによれば、正義の特定のパターンを追求することは、第一に、ある一連の価値を特権化することであり、それは自由な社会と両立しない。そして第二に、それは恣意的な自由裁量の権力を増大させるというのである（Plant[1991],pp.80～97）。ハイエクは、積極的な再分配を行うケインズ＝ベヴァリッジ型の福祉国家を拒否する⁽⁸⁾。

(6) それぞれの語はニュアンスを異にするし、一つの語も使われる論者によって意味の相違がある。ここでは、単一の文化が社会で支配的であることへの異議申し立てがなされている事態と考えてもらってよい。

(7) なおアメリカ合州国を福祉国家と呼ぶことについては異論もあり、それには十分な理由があると思われるが、本稿で取り上げる論者たちの用法に倣って、本稿ではアメリカをも含んだ概念として福祉国家という言葉を使用する。本稿では福祉国家とは規範的な概念では無く、ひとびとが漠然とそう呼ぶものを指すに過ぎない。

また何故、福祉社会ではなく福祉国家なのかという問いがあるだろう。私自身は福祉国家という場合、メンバーシップの問題、すなわち国籍という資源の不平等を、所与のものとして思考の枠外に追いやってしまう問題があると考えている。この問題は本稿では正面から扱えなかった。ただし福祉社会と言い換えても、「社会」とは何であり、そのメンバーは誰なのかという問いは残る。

(8) 但し福祉国家を全面否定するノージックとは異なり、最低限の絶対的な必要を充足する、残余的な福祉国家をハイエクは認める。

ロールズは、善の構想や目的に関わることなく、手続き的な諸規則にのみ関わるとする中立性の前提をハイエクと共有しながら、なおかつ分配を正当化しようとしたのである。ロールズ以降の自由主義の論者も、この中立性を共有している。しかしまさにこの中立性の立場こそが、まずは共同体主義の論者から、そして次節で見るように承認の規範理論の論者から批判されるのである。

ロールズの議論を『正義論』に即して簡単に振り返っておくと⁽⁹⁾、社会契約説にのっとり、原初状態における「無知のベール」の下で有名な正義の二原理が導出される。その内容は、

第1原理：各人は、基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他の人々の同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない (Rawls[1971],p.60)。

第2原理：社会的・経済的不平等は、次の二条件を満たすものでなければならない。

(1) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。

(2) 公正な機会の均等という条件のもとで、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものでしかないこと (同,p.83)⁽¹⁰⁾。

この第2原理の(1)が「格差原理」と呼ばれるものである。これらの原理を満たす形で、「社会的基盤財」が分配されることとなる。この基盤財の中には、所得のみならず、自由、自尊といったものもリスト・アップされている。

さてロールズの議論は分配の正当化という点で、福祉国家を擁護するものであるといえる。しかし彼の規範的構想はアメリカであれ、あるいはヨーロッパであれ、現実の福祉国家を超えて非常にラディカルなものである。その最も根源的な点は、才能は個人の所有物ではなく、社会の共同資産であるという、「才能のプーリング」といわれる人間-社会観である。

ここからロールズ自身は近年、現存の福祉国家を明確に批判するに至った。彼は福祉国家を、社会保険と公的扶助からなるシステムと捉える。そのうえでそれが(とりわけ相続譲渡による)莫大な富の不平等を許容すると指摘する。この不平等は格差原理を脅かしもし、結局福祉国家における再分配は「不十分で実効性の乏しいものにとどまるだろう」(Rawls[1987],邦訳,7頁)と判断される。

これに対して、生産手段の所有と才能などの人的資本の所有とを、広く分散させる「財産所有の民主主義」、あるいは「リベラルな社会主義」を主張し、そのもとでこそ彼の二原理がよりよく実現されるとする(同,7頁)。

(9) ロールズの理論は川本[1997]が非常に優れた紹介をしており、ここでも参照させていただいた。なおロールズ自身の議論は『正義論』以降、修正・改訂される(詳しくは川本[1997]参照)。しかし『正義論』自体の広範な影響力を考えれば、ここでロールズの議論を同書での記述で代表させることが許されよう。

(10) 訳文は川本[1997]に従った。

センの能力^{ケイバビリティ}と「社会的コミットメント」

ロールズ以降の規範理論の展開の一つの到達点として、センを挙げることが出来る⁽¹¹⁾。彼はロールズにおける「財」への焦点化を批判する。何故ならひとの福祉は、物や所得の多寡のみでは測れないからである。同じ理由で所得に照準する社会政策も批判され、ともに「物神崇拜」として退けられる。他方でセンは主流派（新古典派）経済学に代表されるような「効用」に焦点を当てる議論をも批判する。何故ならひとの福祉は、効用などの心理的側面のみでは測れないからである。彼は財と効用との中間にfunctionings（機能）を発見し、その選択肢集合としての capability（能力）に注目する（Sen[1985]）。

以上のようなセンの議論は福祉国家とどのように関わるといえるのだろうか。センは自らの議論をインドなどの第三世界の現実のなかで鍛え上げてきた。したがって福祉国家への言及は多くはないが、彼は自らの議論は豊かな国でより重要であると述べている（Sen[1992],p.10）。ここではニューライトの福祉国家批判を踏まえた上での福祉国家擁護と読みうる論点を三つ挙げておこう。

第一に、彼の能力^{ケイバビリティ}概念は、社会政策の根底にある必要概念^{ニーズ}の深化と捉えることが出来る。ニューライトは社会政策批判として必要概念を攻撃するが、これに反撃しながらかつ従来の社会政策の必要概念をも乗り越えようとしている⁽¹²⁾。

第二に、センは社会政策を「社会的コミットメント」として捉える。そしてそれは資本主義の発展によるひとびとの相互依存という現実の所産であり、後戻りできないものと指摘する。そして欧州統合のプログラムや、アメリカの財政赤字などを背景に、福祉国家の縮小を図る主張を「反赤字ラディカリズム」「反インフレ・ラディカリズム」と呼び、その内容に検討を加えた上で退ける（Sen[1996]）。

第三に、従来の社会政策論が福祉国家の危機以降のニューライトの批判、あるいは最近の「反赤字ラディカリズム」に対して有効な力を持ち得ていないのは、ベヴァリッジ以降の社会政策論が経済成長と完全雇用を暗黙の前提としていたからに他ならない。これに対してセンは経済成長は社会的コミットメントの前提条件ではないと主張し、実証を試みている（Dreze & Sen[1989]）。

もとよりこれらの論者の議論が次節で見えていくような「承認」への契機を全く含んでいないわけではない。「再分配の規範理論」を「財の分配」に焦点を当てるものと特徴づけるならば、センはむしろそれを批判している。しかしなお分配以前の様々な解釈がせめぎ合う言説空間に焦点を十全に当てきれていない。またロールズのいう「最も不遇な人々」でゲイやレズビアン^{レズビアン}のセクシュアリティ^{セクシュアリティ}がイメージされているとは考えづらい⁽¹³⁾。従ってさしあたりロールズやセンの議論を「再

(11) 川本隆史の一連の論攷を参照。川本[1995]は、センの議論の包括的な検討として優れている。他に社会選択理論の文脈ではSen[1985]=[1988]の鈴村による訳者あとがき、開発経済学の文脈では絵所[1994]、社会政策論の文脈では山森[1998]参照。なおセンを社会政策論の文脈で位置づける作業は、英語圏でもここ数年に始められたようである。この辺りの検討は別稿を期したい。

(12) この論点についてはさしあたり山森[1997]参照。

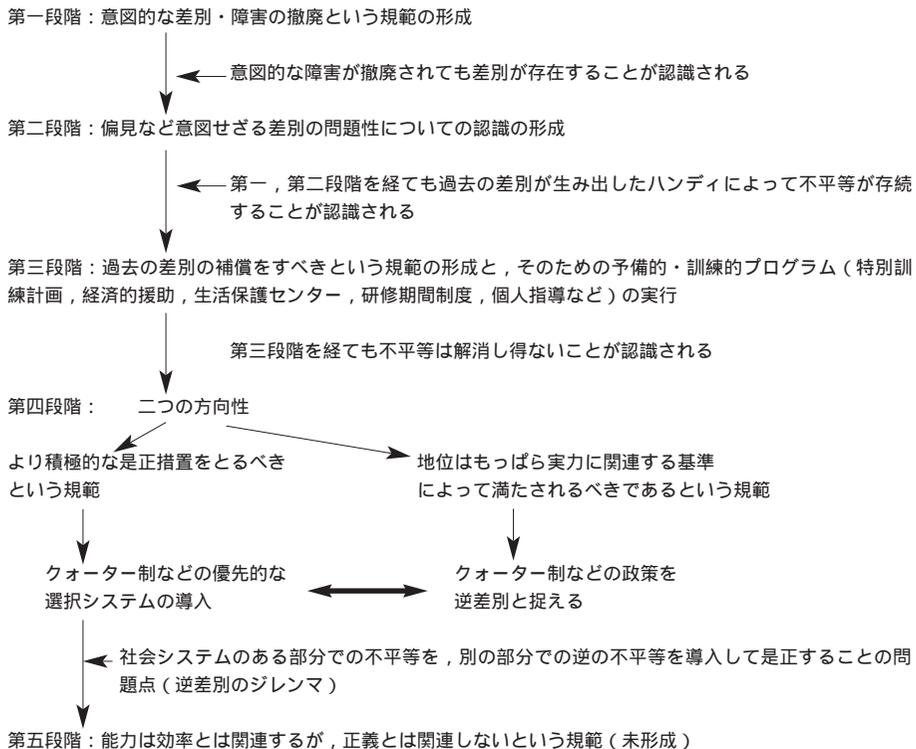
(13) ロールズ自身、人種、エスニシティ、ジェンダー、家族などの問題を除外していることを認めている（Rawls[1993],xxviii.）。

分配の規範理論」と総称することが許されよう。

再分配とアファーマティブ・アクション

それではこのような規範理論と、現実の社会政策はどのように関わっているのだろうか。もとより '80年代世界を席卷した福祉国家の解体の主張に対しては、それらの主張の背景にあるハイエクらの規範理論と正面から向き合いながら、福祉国家を基礎づけていることは間違いない。以下では単純な福祉国家批判ではなく、より複雑な問題を抱えている社会政策との関わりを検討しておこう。そのような社会政策としてここではアメリカのアファーマティブ・アクション(Affirmative Action)を取り上げ、それはどのように正当化されるのかを考えてみよう。ネーゲル(Thomas Nagel)によれば、アファーマティブ・アクションを支える規範は図1のような段階を踏んできた。

図1：アファーマティブ・アクションと規範
(出所：Nagel[1979],pp.91～96，邦訳,146～150頁より作成)



ネーゲルも指摘するように第五段階は未だひとびとの間での規範としては成立していず、第四段階の二つの規範が相争っているという状況であろう（これを本稿では逆差別のジレンマと呼ぼう）。アファーマティブ・アクションの撤廃・禁止を図るカリフォルニアの州法209が、1997年8月に施行されたように、現在では能力による格差は正当として、アファーマティブ・アクションに否定的な規範が優勢に立っているとみえる。

それでは規範理論上はどうか。ロールズの才能観は、まさに第五段階に対応しよう。そしてアフターマティブ・アクションという手段を正当化するのが格差原理である。それに則って分配される財のリストが、基本財である。分配されるのは財ではなく能力(capability)であるべきだというセンの意見は、より直接的に第五段階を支える規範を形作っているとみえる。

このことから再分配の規範理論は、実は第五段階の立場に立たない限り、アフターマティブ・アクションを十分に正当化できないといえよう⁽¹⁴⁾。

3 承認の規範理論

2節で検討したロールズなどの規範理論を一つの根拠としながら、黒人や女性、障害者、先住民などに対するアフターマティブ・アクションなどの社会政策が、北米で志向されてきた。現在では様々な少数者集団が福祉国家に対して様々な要求を突きつけている。それらの少数者集団は必ずしも経済的不平等からだけでは定義されえず、「文化的」な観点からの定義を必要とする。それらの諸集団には、人種的少数者のような、経済的不平等と密接に関連を持つ集団もあれば、セクシュアリティの少数者としてのゲイやレズビアンのように、経済的不平等とは必ずしも密接な関連を持たない集団もある。このように階級などの従来の認識枠組みでは捉えられない異議申し立てが噴出している状況は、一般に「多文化主義」、「承認の政治」、「差異の政治」、「アイデンティティ・ポリティクス」などといわれている。

これらの要求に呼応して、それらを根拠づける規範理論が構築されるに至った。これには様々な論者がいるが、さしあたり一括して「承認の規範理論」と呼んでおこう。承認(recognition)とはここでは、自らと異なる他者を、尊重することである⁽¹⁵⁾。もちろん再分配と承認は密接に関連しているが、2節との対比でこのように総称することが許されよう。これらの議論が承認と再分配をどのように位置づけているかは別にして、本稿では「承認」に焦点を大きく当てているという点で、一括している。以下ではチャールズ・テイラー(Charles Taylor)とアイリス・マリオン・ヤング

(14) これら再分配の規範理論は、市場の前提(入口)や帰結(出口)の不正義を問題とするわけだが、(入口や出口ではなく)市場そのものについての見方は、奇妙に新古典派経済学と調和的である。但しこの問題は本稿では立ち入らない。いずれにしても規範理論を政治経済学のなかに投げ入れることは、私自身の今後の課題である。

(15) 岩波国語辞典第四版によれば「その事柄が正当だと認めること。もっともだと認めること」。ここではヘーゲルのAnerkennung並びにその英訳のrecognitionの訳語として使っている。ヘーゲルの承認概念については高田[1994]参照。ヘーゲルのこの概念を、本稿で述べるような文脈で使用したのが、すぐ後で述べるようにテイラーである。再分配と承認という対比はフレーザーによるものである。このあまりにも単純な対比に対してはヤングや大川正彦による批判があり(Young[1997], 大川[1997], [1998]), それには正当な根拠もあると思うが本稿では立ち入らない。私自身は、これまでの福祉国家論があまりにも等閑視していた問題、私たちがそこにあることを知りながら、本稿で述べるような文脈で語ることをしてこなかった事柄を語る際に、この対比は有効であり得ると思ひ、だから本稿が書かれている。

(Iris Marion Young) を取り上げる⁽¹⁶⁾。

テイラーの多文化主義と承認の政治

テイラーは2節で紹介したような一連の規範理論が依拠する「中立性」に異議を唱える。彼は中立的で手続き的な自由主義ではなく、価値の平等性に積極的に関与する実体的な自由主義の立場に立つ (Taylor et al.[1994],邦訳,84頁)。

そのうえで多文化主義の文脈で問題となっているものは、不平等、搾取、不正義などの要因よりも、「承認recognition」の要求であるという (同,89頁)。ヘーゲル由来のこの言葉を使いながらテイラーは、差異の政治を、他者から押しつけられた不名誉な自己表象を正す要求と捉える⁽¹⁷⁾。

この承認という観点から、平等の再定義が要請される。従来は平等とは差異を顧慮しないという形で理解されてきた。しかしそのような形式的原則は実際には二級市民を生み出す⁽¹⁸⁾。冒頭のエピグラフに掲げたテイラーの文章が述べるように、差異の政治はこのことを拒否する。ここでは平等は差異を承認することによって達成されると理解される。このような再定義がアフーマティブ・アクションという「高度に論争的であった社会政策を正当化」(同,56頁) するのである。

ヤングの「分配パラダイム」批判と差異の政治

ヤングはロールズなどの規範的議論を「分配パラダイム」として批判する (Young[1990b],ch.1)。その内容をここではアフーマティブ・アクションについての議論に即して見ていこう。ヤングはこれまでのアフーマティブ・アクションをめぐる議論は「分配パラダイム」での議論と一括するが、そこでの正当化の論理を、「過去の差別的な実践に対する補償」(同,p.194) と特徴づける。この論理では、前節で検討したように、逆差別のジレンマに直面する。結局、十全に正当化されるのは図1の第三段階まででしかなく、「許容される政策は非常に狭い範囲のものになってしまう」(同,p.194)。

これに対してヤングは、人種や性の不正義を差別 (discrimination) の概念で考えることを止めねばならないと主張する。彼女によれば、差別は加害者や特定の行動・政策に焦点を当てる概念である。このような差別の概念に代わって、抑圧 (oppression) の概念が、集団に関連した不正義を名付けるために適しているという。この概念は被害者や彼・彼女らが置かれる状況に焦点を当てる。非差別の原理が平等を集団の差異の廃棄と等置するのに対して、非抑圧の立場は平等を、全ての集団が諸制度に参加することと定義する。そしてこれはしばしば異なった取り扱いによって達成される、という (Young[1990b]pp.195~6)。

彼女によれば、差別が間違っているかは、その目的による。

(16) 両者の間には対立点があると思われるが、本稿では取り上げない。なお二人とも様々な異議申し立ての動きを視野に入れながら議論をしているが、テイラーの場合、カナダ・ケベックのフランス語圏の問題が、ヤングの場合、アメリカ合衆国におけるフェミニズム運動が、個々の経験の核となっているようだ。

(17) 歪められた自己表象の変更を目指す承認の闘争の重視に大きな役割を果たした人物として、テイラーは正當にもフランツ・ファノンの名を挙げている (Taylor et al.[1994],p.89)。

(18) その実際を描写することは本稿の課題ではない。日本語で読める簡潔な説明として Pierson[1991]=[1996],第3章。

もし集団の差異化が構成員の望ましくないステレオタイプを強化し、彼・彼女らを排除し、分離し、従属的地位におくなら、それは間違いである。……もし差別が集団に対する抑圧を握り崩す目的に役立つなら、それは許されるだけでなく、道徳的に要求される（同,p.197）。

結局、アフーマティブ・アクション政策の主要な目的は、過去の差別を補償することでも、形式的に排除されている集団に欠けているものを補うのでもない。そうではなくて、諸制度や政策決定者に広範に見られるバイアスの影響を軽減することにある、とヤングは主張する（同,p.198）。

承認とアフーマティブ・アクション

さて前節でアフーマティブ・アクションを支持する規範は、逆差別のジレンマに直面していること（図1，第四段階）、これに対して再分配の規範理論は、能力観の転換を促す規範を提示している（図1，第五段階）ことを述べた。これとの対比で、本節で概観した承認の規範理論は、逆差別のジレンマをどのように乗り越えようとしていると整理できるだろうか。

テイラーの場合、上述の「平等の再定義」が新しく提示される規範といえる。ここでは平等は「差異への不顧慮」ではないから、逆差別という批判は回避される。このような再定義は、ひとびとの間で必ずしも有力ではないかも知れない。しかしこのような価値のもとに平等が考えられている場面は確かにあり、それを明示的に言語化したものといえる。

ヤングの場合、「差別から抑圧への視点の移動」が提起される。もちろんこのことによって平等も再定義される。この視点の移動は、不平等が無くならない理由として、諸制度に埋め込まれているバイアスを認識する。そしてそのバイアスの解消のために、諸制度の意志決定の場に積極的に当該集団の構成員を採用する政策が採られる。これはなおさらひとびとの間で優勢とは言えないかも知れない。しかし2節で見たような、能力と正義を切り離す図1の第五段階よりも、広範に受け入れられる可能性があるように思われる⁽¹⁹⁾。

4 福祉国家の規範類型

ここまで見てきたことから、福祉国家を根拠づける規範として、あるいは社会政策の方向性として、「再分配」と「承認」という二つの軸があるといえよう。もちろん再分配といっても、二つの方向性があり、必要による分配か、あるいは功績による分配かが、問題となる。2節で見たような「再分配の規範理論」における再分配は、必要による再分配ということになる⁽²⁰⁾。ただし現実の福祉国家においては、所得比例年金など功績志向の社会政策もあり、必要、功績それぞれの志向が存

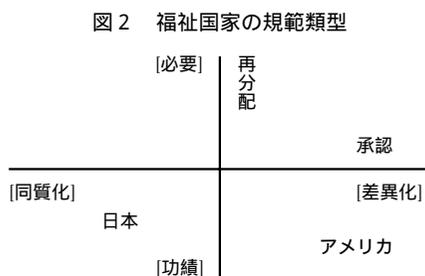
(19) ヤングも能力（merit）批判を行っているが、それなしにアフーマティブ・アクションの擁護は可能となっているように思う。

(20) なお福祉国家批判の規範理論ともいいうる、ハイエクやノージックの議論は、通俗的な市場擁護論のように、功績による分配の観点から市場を正当化するものではない。彼らは功績にしる、必要にしる、あるパターンによる意図的な再分配そのものを原理的に否定する。彼らにおいては市場は、人為的な再分配を意図しない中立的な「規則」であるが故に正当化されるのである。

在するだろう。

また承認の場合、差異の承認という方向性に対して、現実の福祉国家においては差異の非承認、同質化の方向性が存在しよう。

これらを図示すれば図2のように類型化できよう。現実の様々な福祉国家がこの図のどこに位置付くかは、論証を要する事柄だが、さしあたり日本を左下に、アメリカ合州国を右下におくことは許されるのではないだろうか。アメリカでは様々な集団による承認要求と、それに基づくアフーマティブ・アクションなどの社会政策が進んでいる一方で、市場による分配を補正するような社会政策は、他の福祉国家と比べて非常に弱い。また日本ではアメリカよりも再分配の社会政策は整備されていようが、必要による分配という側面は欧州の福祉国家に比べれば弱く、また「承認」は理論においても、ひとびとの意識のレベルにおいても規範としては著しく弱く、同質化を強いる傾向があるといえよう⁽²¹⁾。

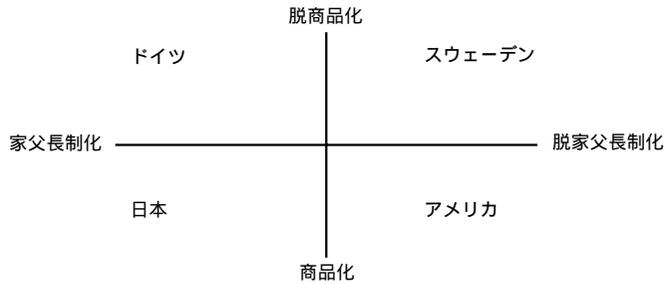


これを福祉国家の類型化の議論と突き合わせてみよう。これらの議論は制度に着目した類型であるから、本稿では規範類型との対比で、福祉国家の制度類型と呼ぶことにしよう。図3は武川正吾による福祉国家の制度類型である。縦軸の「脱商品化」とは、社会政策の給付や規制が、どれだけ労働力商品としての価値から切り離されているか、ということである。これに対して横軸の「脱家長制化」はジェンダー平等的な諸政策や社会の変動を背景としての、近代家族の流動化を表す(武川[1997])。

脱商品化指標は、エスパイン＝アンデルセン(G.Esping-Andersen)がそれを用いて福祉国家の類型化を試みて以来(Esping-Andersen[1990])、福祉国家を類型化する際の最も重要な指標として

(21) 再分配か承認かという以前に、市場の入口での平等(機会の平等と言い換えても良い)を保障するという規範が希薄であるように思われる。希薄であるとは法や政策上の事態をさすと同時に、例えば「ジェンダー不平等な雇用慣行は、日本的雇用システムにとって合理性を持つ」というような言明において、規範の侵犯がたかだか経済的合理性(の主張)によって正当化されるような事態をさす。この視点の重要性は「規制緩和」が声高に叫ばれる現在、声を大にして強調する必要があるかもしれない。規制緩和のモデルとされるアメリカは、同時に市場の入口での平等という規範が強い。このことを見落としてはならない。市場は規制を撤廃さえすれば十全な姿を現すというものではなく、ある種の規制によって初めて成立するのである。しかし注14でも述べたように、市場をブラック・ボックスに入れて、入口と出口だけを問題とすればよいのか、という問題は残る。

図3：福祉国家の制度類型
 (出所：武川[1997],p.259)



使われている。脱家父長制化という指標の取り方は武川独自のものである。しかしエスピ＝アンデルセン以降、彼のジェンダーへの無関心を批判しながら、ジェンダー指標を組み込んだ類型化が目指されていることから（Siaroff[1994],北[1997]）、武川の類型化は、現在の福祉国家の類型論の一つの到達点と見てよいだろう。

図2と図3を比べてみると、規範類型と制度類型との間に相関関係があることが予想される。ただし規範類型（図2）においてドイツが左上に位置付き、スウェーデンが右上に位置付くかどうかは即断は出来ない（両者とも上方に位置付くことは間違いはないだろうが）。特にスウェーデンの横軸上における位置に関しては、ノーマライゼーションと承認の問題をどのように関連づけて考えるかが課題となる。差異の承認の要求は、脱標準化（denormalize）を求める側面をもち、ろう者の立場からのノーマライゼーション批判も存在している（木村・市田[1996]）。いずれにしても「承認」や「差異の政治」を踏まえてノーマライゼーションの理念を再検討することが必要であろう。

さて本稿の規範類型の福祉国家論における意義だが、第一に、再分配制度は著しく立ち後れてはいても、障害者や様々な少数者への政策が比較的進められているアメリカの特徴を良く位置づけることが出来る点が挙げられる。第二に、制度の歴史的形成を離れて、一旦は分析的に規範を抽出することで、様々な可能性を手に入れることが出来る。ジェンダーの平等を求める動きから「差異の承認」という規範を抽出することで、原理的に複数性に敏感な社会政策を考えることが可能になる。このような可能性は先に触れたようにアメリカなどでは既に一部現実のものとなっている。また次節で述べるような複数性に敏感な社会政策の原理的な問題点も、取り出すことが出来る。

しかしこれらの意義は規範類型が制度類型に取って代わることを主張するものではない。規範類型が、現在の立場から分析的に析出されるのに対して、制度類型は、歴史的に諸制度の生成を見ていくことで析出されたものといえるだろう。必要による分配という規範は、歴史的に見れば、労働者が資本主義のもとで失業や疾病などのリスクに絶えずさらされるなかで、マルクスに見られるように（Marx[1875]）規範として成立し、次いで福祉国家のもとで制度化されたのである。つまり労働力商品の不安定性の問題に、歴史的には帰着する。また、差異の承認という規範は、歴史的には

少なくとも福祉国家という文脈では、ジェンダーの不平等を是正する動きを中心に形成されたといえよう。このように考えるならば、脱商品化と脱家父長制化という指標の取り方は十分に納得のいくものである。歴史的に福祉国家を見通すことと、分析的に福祉国家を考えることは、相

互に補完的であり、両方が必要であろう。

さてこのように二つの規範を交差させることで、福祉国家の規範理論としての課題も明確になる。図2の右上を志向する規範理論を構築しなければならない。また実践的には再分配と承認との双方を可能にする社会政策を志向することになる。というのも再分配と承認は実際の場面では相互に補完的であるからである。必要による再分配を行うためには、他者の必要を同定しなくてはならない。これは適切な承認を伴って、はじめて十全に行われ得るだろう。日本の場合でいえば、さしあたり再分配における「必要原理」と、差異の承認とが推進されねばならない。

5 再分配-承認のジレンマ

さて、しかし事態はそう簡単ではない。再分配の追求と、承認の追求が矛盾することもあり得る。社会的に不利益を強いられている集団が、平等な再分配を得るために、主流派の市民と「同じ」であることを強調することが必要な場面が存在する。例えば、「大学受験資格」という資源の平等な分配を求めるためには、民族学校での教育が一条校と「同じ」であることを強調しなければならない。また「雇用機会」という資源の平等な分配を得るために、女性は男性と「同じ」く労働できると主張せざるを得ない。このような事態は、差異の承認の要求と矛盾するだろう。

このような事態をN.フレーザーに倣って「再分配-承認のジレンマ」と呼ぼう(Fraser[1997],p.16)。同様のジレンマはジェンダーのみならず、言語やセクシュアリティなど、多数者と少数者に線引きされるあらゆる問題に存在するだろう。ジェンダーに関して言えば「差異派」フェミニズム対「平等派」フェミニズムという理論対立は、日本でも議論されてきた。フェミニズムの枠外でも、冒頭のエピグラフで掲げたテイラーとハーバースの対比のように、また文脈は異なるが、ホブズボームが「アイデンティティ・ポリティクス」を「カルト」と呼ぶ(Hobsbawm[1996])など、理論上の対立が生じている。

それでは両者は相容れないものなのだろうか。再分配の社会政策も承認の社会政策も双方を志向する立場から、両者を同時に追求することを可能にする規範理論を構築することは不可能なのか？ 早急な結論を出す前に、再分配、承認の規範双方とも、もう少し詳しく見ていく必要がある。

前節で提出した規範類型では、横軸に承認をとり、同質化と差異化という方向性を考えた(図2)。現実の福祉国家を類型化するためにはこのような指標は適している。しかし承認の問題を詳しく考察するためには、積極的な方向として一括した「差異化」の中身を吟味する必要がある。現実の福祉国家においては、さしあたり承認とは、女性、障害者といった集団の差異を同定していくことに他ならない。そしてそのような承認に基づいて再分配が行われるのである(アファーマティブ・アクションなど)。集団の側でも、当該集団に対する正しい承認を求めることとなる。このように集団を実体化する立場は、本質主義と呼ばれるものである。しかし実際の承認の要求はこの立場に止まるものではないだろう。男性性に対して女性性を対置する立場から、ジェンダーという境界を問うという立場への移行。同性愛を異性愛と同じく正常なセクシュアリティとして主張する立場から、そもそもセクシュアリティを正常と異常とに分ける二分法を問うという立場への移行。このように集団の境界を問う立場は、構築主義と呼ばれるものである⁽²²⁾。

フレーザーは本質主義的な承認要求とそれに対応する政策を「肯定的 (affirmative)」, 構築主義的な承認要求を「変革的 (transformative)」と呼ぶ。そして再分配の社会政策も「肯定的」「変革的」の二つのバージョンがあると指摘する (Fraser[1997], pp.23-26)。

彼女によれば, 肯定的な再分配の社会政策は, 典型的には二つの異なった種類の所得移転政策からなる。一つは社会保険プログラムで, もう一つは公的扶助プログラムである。前者が第一次労働市場の安定した雇用者を対象とするのに対し, 後者は不安定就労者などの産業予備軍を対象とする。公的扶助は貧困者をターゲットにすることで, 確かに必要な援助を提供するが, 同時に敵意を生み出すと, フレーザーは指摘する。これらの政策は不平等を生み出す構造に触れず, 「表面的な再分配を繰り返すことになる。その結果最も不遇な階級を, 本質的に欠陥を持ち, 常により多くを必要とする強欲なものと特徴づける」(同, p.25)。

そしてこのような社会政策は自己矛盾的であると彼女は指摘する。

肯定的な再分配は普遍主義的な承認の概念と, ひとびとの平等な道徳的価値とを前提としている。これを「公的な承認への関与」と呼ぼう。しかし肯定的な再分配の実践は, 時間の経過につれて, このような普遍主義への公的な関与と矛盾する, 二次的な (スティグマを伴った) 承認 (second-stigmatizing-recognition) の動態を生み出す傾向がある。この二次的なスティグマを伴う動態は, 肯定的な再分配の「実際の承認効果」と理解しうる (Fraser[1997]p.25)。

アメリカのみならず日本でも公的扶助受給者に対するスティグマなどを考えれば, フレーザーのこのような分析は妥当性を持っているだろう⁽²³⁾。冒頭のエピグラフに掲げたハーバーマスの言明は, 肯定的承認への批判として正当なものであろうが, ここでフレーザーが指摘する問題に対しては何も言わない。

これに対してフレーザーが提示する変革的な再分配の社会政策は, 普遍主義的な社会福祉プログラムと, 累進課税, 完全雇用を目指すマクロ経済政策, 大きな非市場公共部門, 公的なあるいは集合的な所有, 基本的な社会経済的な優先順位についての民主的な意志決定, これらを組み合わせたものである。彼女によればこれらの政策は, 利益受給者と知覚される, スティグマを賦された階級を作り出さない。従ってこの政策は自己矛盾無く首尾一貫していると評価される (同, p.26)。

さてフレーザーは肯定的再分配, 変革的再分配, 肯定的承認, 変革的承認の4つをそれぞれ「自

(22) もちろんここで本質主義と構築主義という二分法は分析的なものである。実践的には構築主義といえども戦略的に本質主義的にならざるを得ない場面があるし, 当初本質主義的であった運動が, 運動の過程で構築主義的契機に開かれていくこともある。フェミニズムにおける本質主義と構築主義については上野[1995], 加藤[1995]参照。

(23) 福祉国家が何故ジェンダーの不平等を再生産するのかという問への, フレーザーなりの回答のなかで, この社会保険/公的扶助二分法は展開されてきた (Fraser[1989])。この二分法はアメリカの現実からの抽象であるが, より一般的な福祉国家のモデルとして, 社会保険, 家事・母手当, 公的扶助の三分法を提示している (Fraser[1996])。

由主義的福祉国家」「社会主義」⁽²⁴⁾「主流派多文化主義」「脱構築」と名付け、図4のように図式化する。これを本稿では福祉国家の戦略類型と呼ぼう。このようなフレーザーの図式化に従えば、一口に再分配と承認の双方を志向するといっても、組み合わせによって4通りの戦略が考えられるわけだ。しかしこのうち「自由主義的福祉国家」×「脱構築」、「社会主義」×「主流派多文化主義」の戦略は明らかに矛盾するので除外される。残る可能な選択肢は「自由主義的福祉国家」×「主流派多文化主義」の組み合わせと、「社会主義」×「脱構築」の組み合わせの二つということになる。

図4 福祉国家の戦略類型（出所：Fraser[1997],p.27.）

	肯定affirmation	変革transformation
再分配	「自由主義的福祉国家」 現存の諸集団への現存する財の表面的な割当；集団の差異化を支持；誤った承認を生み出しうる	「社会主義」 生産関係の深い再構築； 集団の差異化の消去； 誤った承認のある形態を修正しうる
承認	「主流派多文化主義」 現存の諸集団の現存のアイデンティティへの顧慮の表面的な割当；集団の差異化を支持	「脱構築」 承認関係の深い再構築； 集団の差異化の不安定化

これらの追求が成功するかどうかのフレーザーの分析を、ジェンダーの例で追っておこう。「自由主義的福祉国家」×「主流派多文化主義」の組み合わせの場合、アフーマティブ・アクションなどによって経済的ジェンダー不平等を解消しようとするリベラル・フェミニズムと、女性性を再評価することで女性への顧慮を保障しようとする文化フェミニズムとの結合ということになる。これは一見うまくいくようにみえるが問題を孕んでいる、という。前述のように肯定的な再分配政策は、女性を欠点を持ち、強欲なものとして、特権的な受益者として表象しがちである。このことは承認の不正義というバックラッシュを引き起こす。この状況下で発動される文化フェミニズムの戦略は、もちろん男性中心主義的規範の解体を狙ったものだが、この文脈ではアフーマティブ・アクションへの反感をかき立ててしまう。「自由主義的福祉国家」が等しい顧慮へ「公的に関与」することへの侮辱と映ってしまうのである（同,pp.28～29）。

これに対して、「社会主義」×「脱構築」の組み合わせは、社会主義フェミニズムと脱構築フェミニズムの結合ということになる。脱構築フェミニズムにおいては、ジェンダーの二分法の解体が目指され、社会主義フェミニズムにおいても、差異の解消が図られるから、矛盾は少ないという（同,pp.29～30）。

結局フレーザーは、「社会主義」×「脱構築」という、変革的な再分配と承認の結合という戦略が最良の道であると結論づける⁽²⁵⁾。

(24) 「自由主義的福祉国家」がアメリカをモデルとしていることはいうまでもない。「社会主義」は、先に紹介した内容からは、スウェーデン型福祉国家に近いように思われる。またこの二つの対比はロールズによる「福祉国家」と「財産所有の民主主義」の対比にも近い。

(25) 以上から明らかなように、アフーマティブ・アクションに対するフレーザーの立場は単純なものではないだろう。現に行われているアフーマティブ・アクション否定の動きに対しては、アフーマティブ・アクション擁護者と共同戦線を張るだろうが、擁護に止まらずその限界を指摘し脱構築をめざすこととなるだろう。むろんそれは次節で引くヤングによる批判を待つまでもなく、困難なことではある。

6 終わりに

前節では、再分配-承認のジレンマを乗り越える社会政策の可能性を、フレーザーの規範的分析によりながら見てきた。しかし我々はなおこう問うことが出来る。それは本当に可能なのか？

ヤングは、「脱構築」戦略を「行動の薄気味悪い空虚」と批判する（Young[1997],p.160）。確かにこの戦略は（「社会主義」戦略と比べても）非現実的に見える。またフレーザー自身このシナリオが実行可能性をもつ条件として「全てのひとびとが、彼・彼女たちの利害関心（interests）やアイデンティティの現在の文化的構築への愛着から乳離れすること」という条件を挙げている。このことの可能性を問わねばならない。

しかし実際の少数者の異議申し立てが、さしあたり二分法を強化するような実体的、本質主義的文法のもとに展開されるにしても、その二分法を問う契機に開かれていくということは我々自身既に経験していることでもある。フレーザーの「乳離れ」条件も、前提条件として捉えるならば非現実的だが、実際の運動や政策の出会いのなかで起こりうる可能性として本稿では捉えたい。そしてそのような可能性の契機に身を開いていく上で、フレーザーの規範的議論は十分意味があるように思われる。

ヤングは次のようにいう。

.....一般性としての普遍的シティズンシップの代わりに、集団の差異を明確にしたシティズンシップや異質性を帯びた公衆を、われわれは必要とするのである。異質性を帯びた公衆によって、差異は公的に認識され、還元され得ないものとして承認される。ある視座や歴史を有する個人が、他の集団特有の視座及び歴史を担っている人々の観点を、完全に理解したり採用することは決してあり得ないのである。しかし、社会政策を共に決定していこうとする欲求や望みを真剣に持ち続けることにより、それらの差異を横断するコミュニケーションが育まれるのである。（I.M.Young[1989],邦訳,107頁）

この「差異を横断するコミュニケーション」のなかで、それぞれが複数の境界に関して多数者/少数者の立場にいることが自覚され、境界の流動化も起こり得るだろう。これがフレーザーのいう「脱構築」に繋がっていくのではないだろうか。

最後に論点をまとめて終わりたい。4節までの議論で、福祉国家を支える規範として、再分配と承認という二つの規範を提出した。そして日本の状況との関わりでは、再分配においては、必要という方向性が希薄であること、承認においては、そのような規範自体、未成熟であることを指摘した。そのうえで再分配と承認は相互に補完しあう関係にあり、日本においても双方を追求する社会政策が求められていると述べた。しかし承認と再分配の間にはジレンマがあり、どのような再分配か、どのような承認か、が問われなければならないことを、5節でフレーザーに依りながら検討した。ここ6節では、5節でみた戦略の可能性について確認した。

もちろん複数性に敏感な社会政策を具体化するためには、なお多くの議論と実践が必要である。ここで語られる可能性は、狭義の実行可能性とは遠いかもしれない。しかし「政策勧告は実行可能

性を条件とする。しかし……認識はそれを超えなければならない」(Sen[1992])。その意味で本稿が社会政策研究に意味を持っていると信じている。いずれにしても、以上の議論が、福祉国家をめぐる規範的議論に一石を投じ、また日本の社会政策における少数者の承認の問題や、アフターマテイク・アクションの可能性などについての議論を惹起することが出来れば、本稿のさしあたっての目的は達せられたことになる。

(やまもり・とおる 京都大学大学院経済学研究科博士課程)

謝辞：本稿は多くの先生・先輩方に負っている。その一部を以下に記して感謝の意を表したい(以下敬称略)。武川正吾(社会学・社会政策)には草稿に目を通して頂き、有益なコメントを頂いた。また大川正彦(政治理論)、望月清世(法社会学)との個人的交信にも多くを負っている。以下の先生方からもご助言を頂いた。秋元美世(社会保障法)、岩本武和(世界経済論)、大山博(社会政策・社会福祉学)、菊池光造(社会政策・労使関係論)、久本憲夫(労働経済論)、平岡公一(社会学・社会福祉学)、廣田明(経済史)、本山美彦(世界経済論)。もちろん有り得べき誤りは全て私の責任である。

【参考文献】

P.Bean,J.Ferris,D.Whyne(ed.)[1985] *In Defence of Welfare*, Tavistock Publications.

Dreze,J.& Sen,A.[1989] *Hunger and Public Action*, Oxford:Clarendon Press.

Esping-Andersen,G.[1990] *The Three World of Welfare Capitalism*, Polity Press.

絵所秀紀[1994] 『開発と援助』, 同文館。

Fraser,N.[1989] *Unruly Practices*, U. of Minnesota Press.

[1996] “Gender Equity and the Welfare State”, Benhabib,S.(ed.) *Democracy and Difference*, Princeton U.P.

[1997] *Justice Interruptus*, Routledge.

Hobsbawm,E.[1996] “The Cult of Identity Politics”, *New Left Review*,no.216.

Jordan,B.[1987] *Rethinking Welfare*, Basil Blackwel.

加藤秀一[1995] 「ジェンダーの困難」, 岩波講座・現代の社会学11 『ジェンダーの社会学』, 岩波書店。

川本隆史[1995] 『現代倫理学の冒険』, 創文社。

[1997] 『ロールズ-正義の原理』, 講談社。

木村晴美・市田康弘[1996] 「ろう文化宣言」, 『現代思想』 Vol.24-05。

北明美[1997] 「ジェンダー平等」, 岡沢憲英・宮本太郎編 『比較福祉国家論』, 法律文化社。

Marx,K[1875] (全集刊行委員会訳) 『ゴータ綱領批判』, 国民文庫。

Nagel,T[1979] *Mortal Questions*, Cambridge U.P.

= [1989] (永井均訳) 『コウモリであるとはどのようなことか』, 勁草書房。

Nozick,R[1974]=[1985] (嶋津格訳) 『アナキー・国家・ユートピア』, 木鐸社。

岡田与好[1981] 「社会政策とは何か」 『社会科学研究』 32巻5号。

大川正彦[1997] 「分かち合い, 分かり合い, その困難」(上), 『未来』 No.375。

- [1998] 「分かち合い，分かり合い，その困難」(下)，『未来』 No.376。
- Oklin,S.M.[1989]*Jutice, Gender and the Family*, Basic Books.
- 大沢真理[1994] 「日本の社会科学とジェンダー 社会政策論と労働研究の系譜にそくして」，原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編 『ライブラリ相関社会科学2 ジェンダー』 新世社。
- 大山博・武川正吾編[1991] 『社会政策と社会行政 新たな福祉の理論の展開をめざして』。
- Pierson,C.[1991]=[1996] (田中浩・神谷直樹訳) 『曲がり角にきた福祉国家 福祉の新政治経済学』，未来社。
- R.Plant,H.Lesser,P.Taylor-Gooby[1980] *Political Philosophy and Social Welfare*, Routledge & Kegan Paul.
- Plant,R.[1991] *Modern Political Thought*, Basil Blackwell.
- Rawls,J.[1971] *A Theory of Justice*, Harvard U.P.
- [1987]=[1993] (川本隆史・米谷園江訳) 『正義論』 フランス語版序文，『みすず』 第385号。
- [1993] *Political Liberalism*, Columbia U.P.
- Sandel,M.J.[1982]=[1992] (菊池理夫訳) 『自由主義と正義の限界』，三嶺書房。
- Sen,A.[1985]=[1988] (鈴村興太郎訳) 『福祉の経済学』，岩波書店。
- [1992] *Inequality Reexamined*, Oxford:Clarendon Press.
- [1996] “ Social Commitment and Democracy ”, Barker,P(ed.) *Living as Equals*, Oxford U.P.
- 塩野谷祐一[1984] 『価値理念の構造 効用対権利』，東洋経済新報社。
- [1997] 「社会保障と道徳原理」，『季刊社会保障研究』 32-4。
- Siaroff,A.[1994] “ Work,Welfare and Gender Equality ” ,D.Sainsbury ed.,*Gendering Welfare States*, Sage.
- 高田純[1994] 『承認と自由 ヘーゲル実践哲学の再構成』，未来社。
- 武川正吾[1985] 「労働経済から社会政策へ 社会政策論の再生のために」，社会保障研究所編 『福祉政策の基本問題』，東京大学出版会。
- [1997] 「福祉国家の行方」，岡沢・宮本編 『比較福祉国家論』，法律文化社。
- C.Taylor, K.A.Appiah, J.Habermas, S.C.Rockefeller, M.Walzer, & S.Wolf [1994]=[1996] (佐々木毅他訳) 『マルチカルチュラルリズム』 岩波書店。
- 立岩真也[1997] 『私的所有論』，勁草書房。
- 上野千鶴子[1995] 「差異の政治学」，岩波講座・現代の社会学11 『ジェンダーの社会学』，岩波書店。
- Walzer,M.[1983] *Spheres of Justice:A Defense of Pluralism and Equality*, Basic Books.
- 山森亮[1997] 「ニード・剥奪・潜在能力」，大阪市立大学経済学研究科修士論文，未公開。
- [1998] 「貧困・社会政策・絶対性」，川本隆史・高橋久一郎編 『応用倫理学の転換』，ナカニシヤ書店，近刊。
- Young,I.M.[1985] “ Women and the Welfare State ”, reprinted in : Young[1990a]*Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Indiana U.P.
- [1989]=[1996] (施光恒訳) 「政治体と集団の差異」，『思想』 no.867。
- [1990b] *Justice and the Politics of Difference*, Princeton U.P.
- [1997] “ Identity versus Social Justice? ”, *New Left Review*,no.221.